

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

目的

- 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止。(昭和48年施行)

概要

- 新規化学物質の事前審査
 - 新たに製造・輸入される化学物質に対する事前審査制度
- 上市後の化学物質の継続的な管理措置
 - 製造・輸入数量の把握(事後届出)、有害性情報の報告等に基づくリスク評価(※)平成21年度改正より。
- 化学物質の性状等(分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況)に応じた規制措置
 - 性状に応じて「監視化学物質」「特定化学物質」等に指定
 - 製造・輸入数量の把握、有害性調査指示、製造・輸入許可、使用制限等

化審法の体系(平成23年4月1日～)

○上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止。

上市

新規化学物質

事前審査

第一種特定化学物質 (28物質)

難分解・高蓄積・人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性あり

環境中への放出を回避

- ・製造・輸入許可制(必要不可欠用途以外は禁止)
- ・政令指定製品の輸入禁止
- ・回収等措置命令 等

監視化学物質 (38物質)

難分解・高蓄積・毒性不明

使用状況等を詳細に把握

- ・製造・輸入実績数量、詳細用途等の届出義務

第二種特定化学物質 (23物質)

人健康影響・生態影響のリスクあり

環境中への放出を抑制

- ・製造・輸入(予定及び実績)数量、用途等の届出
- ・必要に応じて予定数量の変更命令
- ・取扱についての技術指針
- ・政令指定製品の表示 等

優先評価化学物質 (140物質)

有害性や使用状況等を詳細に把握

- ・製造・輸入実績数量・詳細用途別出荷量等の届出
- ・有害性調査指示
- ・情報伝達の努力義務

一般化学物質 (およそ28,000物質)

国がリスク評価

使用状況等を大まかに把握

- ・製造・輸入実績数量、用途等の届出

(※)物質数は25年2月時点。

事前確認等

高濃縮でなく低生産
(年間10トン以下)

少量新規
(年間1トン以下)

中間物等
(政令で定める用途)

低懸念高分子化合物